

## 近況報告



ようやく息子の首がすわりました。

体重が出生時の2倍以上になり、抱っこするのにも一苦勞ですが、首がすわった分、扱いはずいぶん楽になりました。

また、最近はよく笑うようになってきました。笑った顔はとてもかわいいです。いや、笑ってなくてもかわいいです。ぐずった顔も、泣き顔も、眠っている顔ももちろんかわいいです。

最近、外出するときに、他人の子どもを注意深く見るようになりましたが、我が子よりもかわいい子どもにはいまだ出会っていません。きっと、我が子が世界一かわいいのだと思います。

以上、親バカでした。

### 先月の取り扱い案件

景気が悪いのは今に始まったことではありませんが、債務整理に関する相談が多かったです。

月々の返済総額、これに対する返済可能金額、債権者数、借入開始時期などをもとに、相談者に最も適した解決方法をご提案できるよう心掛けています。

たとえば、住宅ローンが支払えなくなってしまったが、持ち家だけは手放したくないという場合には、その後の返済計画にもよりますが、個人再生手続をお勧めしています。

## 面会交流について

自分の子どもが一番かわいいというのは誰でも同じだと思いますが、不幸にも離婚をすることになってしまった場合、必ず親権をどちらかに決めなければなりません。

ただ、たとえ親権を手放すとしても子どもの親であることには変わらないので、親権を手放した側は、離婚後、定期的に子どもと会うことができます。これが面会交流です。

親権を有する方の親が、当事者同士または裁判所が決めた内容の面会交流に従わない場合、間接強制という強制執行を行うことがあります。間接強制は、面会交流を拒む場合には、一定額の金銭を支払わなければならないというもので、心理的に追いつめて面会交流を実現しようとするものです。

ただ、最近出た最高裁判例では、条件がけっこう厳しいらしく、審判という形で裁判所が面会交流の条件を決めたにもかかわらず、その内容が不十分であるとして間接強制が認められないケースもあるようなので注意が必要です。

## 眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒301-0032 茨城県龍ヶ崎市佐貫 1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介

大関 太郎

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

茨城県弁護士会へ登録換え

平成 23 年

眞鍋・大関法律事務所 開設